

## 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会所有スポーツ用品等貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障がい者スポーツの普及を図ることを目的に他の団体の開催するスポーツ教室、イベント等に利用するため、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会が所有するスポーツ用品等（以下、「スポーツ用品等」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

### (貸出スポーツ用品等)

第2条 貸出するスポーツ用品等は、別添「貸出スポーツ用品等一覧」のとおりとする。

### (貸出機関)

第3条 スポーツ用品等の貸出は、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア（以下、「貸出機関」という。）が行う。

### (貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、県、県内各市町村、一般県民、県内に所在または県内で活動する企業、学校及び団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

### (貸出・返却方法)

第5条 物品の借用を希望する者は、事前に貸出機関に貸出状況等を確認した上で、「スポーツ用品等借用申込書」（様式1）を貸出機関あてに提出するものとする。

2 スポーツ用品等借用申込書の受付は、原則として貸出日の3ヵ月前から開始するものとする。

3 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、当該物品を貸出すものとする。

4 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出物品を貸出機関から直接受け取り、直接返却することを原則とする。

### (貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として2週間以内とする。ただし、貸出機関が必要と認められる場合は、この限りではない。

### (注意義務)

第7条 借受者は、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(留意事項その他)

第8条 借受者は、貸出物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

- 2 借受者は、貸出物品を使用して法令、公序良俗に反し、または反するおそれのある活動をしてはならない。
- 3 借受者は、貸出物品を第三者に転貸してはならない。
- 4 借受者は、貸出物品を亡失又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに貸出機関に報告しなければならない。
- 5 貸出機関は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認められるときは、当該使用を禁止し、または貸出を取り消すことができる。
- 6 貸出機関は、貸出に必要な個人情報、目的以外には使用しないものとする。
- 7 この要領に定めるもののほか、物品等貸出について必要な事項は、貸出機関が別に定める。

附則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。